

〔沿革〕	平成元年5月本部訓令第10号	平成3年6月本部訓令第10号
	平成4年7月本部訓令第24号	平成5年3月本部訓令第5号
	平成6年4月本部訓令第7号	平成7年3月本部訓令第16号
	平成10年3月本部訓令第9号	平成12年4月本部訓令第12号
	平成13年3月本部訓令第9号	平成16年4月本部訓令第9号
	平成17年12月本部訓令第27号	平成18年3月本部訓令第6号
	平成19年3月本部訓令第4号	平成21年8月本部訓令第16号

千葉県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 運営（第9条—第14条）
- 第3章 勤務（第15条—第19条）
- 第4章 指揮監督（第20条—第22条）
- 第5章 事件等の処理（第23条—第25条）
- 第6章 雑則（第26条—第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、鉄道警察隊の運営に関する規則（昭和62年国家公安委員会規則第3号）に基づき千葉県警察鉄道警察隊（以下「鉄道警察隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（任務及び事務）

第2条 鉄道警察隊は、鉄道事業の用に供する施設のうち、列車、駅、線路及びこれらに近接した車庫、工場、信号所等（以下「鉄道施設」という。）において個人の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防及び検挙、事故の防止その他鉄道に係る公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

2 鉄道警察隊は、前項の任務を遂行するため、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 鉄道施設における警らに関すること。
- (2) 線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設の警戒警備の実施に関すること。
- (3) 鉄道施設における雑踏警備の実施に関すること。
- (4) 列車への警乗の実施に関すること。
- (5) 列車による現金その他の物品の輸送の警備の実施に関すること。
- (6) 列車による危険物の輸送の取締りの実施に関すること。
- (7) 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止に関すること。
- (8) 鉄道事業者その他の関係団体、機関等（以下「鉄道事業者等」という。）との連絡に関すること。
- (9) 鉄道に係る統計に関すること。

（編成、所在地、担当区域等）

第3条 鉄道警察隊に本隊及び分駐隊を置く。その名称、所在地及び担当区域は次のとおりとする。

名称	所在地	担当区域
本隊	千葉市	千葉中央、千葉東、千葉西、千葉南、千葉北、佐倉、四街道、成田、成田国際空港、香取、銚子、旭、匝瑳、山武、東金、茂原、いすみ、

		勝浦、市原、木更津、君津、富津、館山及び鴨川警察署管内にある鉄道施設
松戸分駐隊	松戸市	松戸、松戸東、野田、柏、流山、鎌ヶ谷、印西及び我孫子警察署管内にある鉄道施設
船橋分駐隊	船橋市	習志野、船橋、船橋東、市川、行徳、浦安及び八千代警察署管内にある鉄道施設

2 鉄道警察隊の効率的な運用を図るため、次のとおり分遣所を置く。

名称	所在地
津田沼分遣所	習志野市
成田分遣所	成田市

(鉄道警察用無線自動車)

第4条 本隊及び分駐隊に、鉄道施設における警ら、警戒警備等のために鉄道警察用無線自動車(以下「無線車」という。)を配置するものとする。

(私服隊員の指定)

第5条 地域部鉄道警察隊長(以下「隊長」という。)は、鉄道施設における犯罪の予防及び検挙活動等を行うため、私服を着用し、勤務することができる隊員を指定するものとする。

(隊長の責務)

第6条 隊長は、鉄道警察隊の任務を遂行するため、関係所属、鉄道事業者等と緊密に連携し、犯罪の情勢を的確に把握するとともに、隊員に対する指導教養を計画的に実施するものとする。

第7条 削除

(隊員の心得)

第8条 隊員は、職務執行に当たっては次の事項に留意しなければならない。

- (1) 各種関係法令等の研究及び実務能力の向上に努め、意欲的な勤務を行うこと。
- (2) 警乗等の任務遂行に当たっては、市民応接に配慮すること。
- (3) 装備資器材については、常に点検し、取扱いに習熟するとともに、その活用を図ること。

## 第2章 運営

(勤務計画)

第9条 隊長は、隊の効率的な運用を図るため、毎月25日までに翌月分の勤務計画(別記様式第1号)を策定し、隊員に示さなければならない。

(月間活動重点)

第10条 隊長は、担当区域内の治安情勢、諸行事等を勘案し、本隊及び分駐隊ごとに月間活動重点を定め、これを隊員に指示するものとする。

2 隊員は、指示された月間活動重点に従って勤務に服するものとする。

(会議)

第11条 隊長は、適正かつ効率的な隊運営を図るため連絡会議を随時開催するものとする。

(指導教養上の留意事項)

第12条 隊長は、隊員の指導教養に当たって、鉄道施設、鉄道運輸等鉄道警察隊の事務に必要な専門的な知識及び技能に習熟させるように努めなければならない。

(鉄道事業者等との連携)

第13条 隊長は、鉄道に係る公共の維持を図るため、鉄道事業者等と緊密に連携し、犯罪実態の把握に努めるとともに、事件、事故等の発生時に必要な措置を講じなければならない。

(関係都道府県警察との連携)

第14条 隊長は、広域にわたる鉄道警察隊に係る事務の処理の適正を図るため、関係都道府県警察と常に緊密な連絡を保たなければならない。

## 第3章 勤務

(活動の種別)

第15条 隊員の活動は、通常活動及び特別活動とする。

2 通常活動は、次のとおりとする。

- (1) 警ら
- (2) 警戒警備
- (3) 警乗
- (4) 在隊

3 特別活動は、前項以外の活動をいう。

第16条 削除

(勤務方法)

第17条 隊員の勤務区分、勤務時間、勤務の割振り等については、千葉県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成4年本部訓令第23号）に定めるところとし、活動時間の基準は、次のとおりとする。

区分	活動別 警ら、警戒警備及び警乗	在隊	休憩
当番勤務員	10時間	5時間30分	8時間30分
日勤勤務員	5時間	2時間45分	1時間

2 隊長は、各部の指揮者及び通信要員を指定するものとする。

3 班長は、おおむね前項の基準により、隊長が定めた活動方針の範囲内でそれぞれ鉄道警察隊勤務計画（別記様式第2号。以下「勤務計画」という。）を策定しなければならない。

(勤務変更)

第18条 隊員は、当務日の勤務が勤務計画により難しい場合には、事前（急を要する場合は、事後速やか）に担当幹部の承認を受けて勤務を変更することができるものとする。

(活動日誌)

第19条 当番勤務の班長は、活動日誌（別記様式第3号）を作成し、勤務交替時に活動状況を隊長に報告しなければならない。

第4章 指揮監督

(総括班長の指定)

第20条 隊長は、本隊の当番勤務の班長を総括班長として指定するものとする。

(総括班長の職務)

第21条 総括班長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 担当する職員の指揮監督及び指導教養
- (2) 事件・事故発生時における初動活動の実施及び現場指揮
- (3) その他隊長の指定する事項

(就勤時の点検、指示、引継ぎ)

第22条 隊長、副隊長又は班長は、隊員の就勤時に、点検及び指示を行い、規律の保持と職務執行の適正を期さなければならない。

2 当番勤務の班長は、当務日の隊員に次の事項を指示するとともに、その内容を活動日誌に記録しなければならない。

- (1) 月間活動重点に基づく当日の重点実施事項
- (2) 当日の勤務計画
- (3) その他活動上配慮すべき事項

3 当番勤務の班長は、勤務交替時に、勤務中に取り扱った事件、事故等で必要な事項について、引継ぎを行わなければならない。

第5章 事件等の処理

(事件等の処理)

第23条 隊員は、取扱った事件等を次の各号に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 被疑者を逮捕し、又は常人の逮捕した被疑者の引渡しを受けたときは、証拠品及び関係記録とともに所轄警察署長に引継ぐこと。
- (2) 交通法令違反（交通事故を除く。）については、関係記録を作成して所轄警察署長等に引継ぐこと。
- (3) 事件捜査に従事するときは、初動的な措置を施し必要に応じ関係書類を作成して所轄警察署

長に引継ぐこと。

(保護、救護の処理)

第24条 隊員は勤務中、泥酔者、酩酊者、迷子等を保護し、又は負傷者、急病人を救護したときは、所要の措置を講じた後、必要に応じて所轄警察署長に引継ぐものとする。

(願届の処理)

第25条 隊員は、勤務中願届を受理したときは迅速適切に処理するとともに、内容に応じて所轄警察署長に引継ぐものとする。

## 第6章 雑則

(隊旗)

第26条 鉄道警察隊に隊旗を置く。

(標章)

第27条 隊員は、標章を着装して勤務するものとする。

(資料の整備)

第28条 鉄道警察隊は、鉄道施設、鉄道運輸等に関する資料その他鉄道警察隊の事務に必要な資料を常に活用することができるように整備しておかなければならない。

附 則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年5月20日本部訓令第10号)

この訓令は、平成元年5月20日から施行し、(中略)平成元年4月2日から適用する。

附 則 (平成3年6月15日本部訓令第10号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年7月31日本部訓令第24号)

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月17日本部訓令第5号)

この訓令は、平成5年3月17日から施行する。

附 則 (平成6年4月12日本部訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月7日本部訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成10年3月26日本部訓令第9号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日本部訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日本部訓令第9号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日本部訓令第9号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月5日本部訓令第27号)

この訓令は、平成17年12月5日から施行する。ただし、(中略)第9条の第3条の表本隊の項(「八日市場」を「匝瑳」に改める規定部分に限る。)の改正規定(中略)は、平成18年1月23日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日本部訓令第6号)

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。ただし、次の各号に掲げる事項については、次のとおりとする。

(1) (前略)第14条の第3条の表本隊の項(「、千倉」を削る規定部分に限る。)の改正規定(中略) 平成18年3月20日

(2) (略)

附 則 (平成19年3月26日本部訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月25日本部訓令第16号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成21年9月1日から施行する。  
以下様式省略